

令和4年度 指定管理者評価結果票

所 管 課	健康福祉部 障害福祉課
評価対象期間	R4.4.1 ~ R5.3.31

1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立ひまわりの丘
	所在地	関市桐ヶ丘3-2
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団
	構 成 員	—
	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番1号
	指定期間	R4.4.1 ~ R5.3.31
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条に規定する障害児入所施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項に規定する障害者支援施設の管理運営を行い、知的障害者に障害児入所支援及び施設入所支援等の障害福祉サービスを行う業務。 ・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所(児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者に係るものに限る。)を行う業務。 ・施設の管理に関すること。 ・その他仕様書に定めること。 	

2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
R2	4,258
R3	4,025
R4	1,489

※令和3年度末までで第三学園を移譲

3 令和4年度の収支状況

(単位:千円)

収入計	374,693
利用料金	239,442
指定管理料	132,848
その他	2,403
支出計	372,833
人件費	294,470
施設管理費	24,347
その他	54,016
差 引	1,860
納 付 金	0

4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
・入所施設の公益性や専門性を踏まえ、強度行動障がいのある人や医療的ケアの必要な人に対する支援を引き続き提供してほしい。また計画相談のモニタリング頻度を増やしてほしい。	・発達障がいや強度行動障がいのある方へは、障がい児入所施設の専門性を活かした支援を継続している。また、特別支援学校高等部在籍者へは、個別支援計画に加え、移行支援計画を作成し、卒園後を視野に置いた支援を行っている。
・施設からの地域移行支援の受け皿や地域生活の継続等の安定した支援など、地域生活支援の拠点として中核的な役割を担っていただきたい。	・地域生活支援の拠点としての役割を担うべく、日中一時支援や短期入所の積極的な受入れを行っている。引き続き中核的な役割を担っていく。

5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・限定された施設環境と与えられた事業体制の中で、事業目的達成のため事業所運営・サービス提供に努力している。 ・利用者の生活が豊かになるよう、利用者が参加する運営に努めてほしい。 ・日中一時支援等の職員配置の改善に努めていただきたい。
設置目的の充足状況	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意思決定支援に努めたことについて評価できる。 ・利用者の生活の質を向上させる取組みに努めていただきたい。 ・児童入所施設の在り方、入所施設からの地域移行など他の施設の模範となる取組みの推進をしてほしい。 ・第一学園は定員に対し利用者減少が続いているため、改善に努めてほしい。
公共性の確保の状況	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障がいの支援で一定の成果を上げていることについて評価できる。引き続き強度行動障がいの支援について検討を進めていただきたい。 ・虐待防止に関する職員の意識強化に努めてほしい。 ・就労支援事業所との連携に取り組んでほしい。
経営状況	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・第二学園(30名定員)において、大幅黒字である点について評価できる。 ・施設全体の運営効率について検討することが望ましい。 ・第一学園は大幅な赤字であり、改善に努めていただきたい。
派生的効果	3.0	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で滞っていた地域社会・関係機関との連携の構築に努めていただきたい。 ・令和5年度からの、ボランティア受入れに期待する。 ・地域的に他の文教福祉施設があり、利用者一人ひとりの個別の地域社会との関わり事例の実績を積み上げる余地があると考えられる。

<評価基準>

5	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書に定めるサービス水準を満たし、適切に管理されている。 ・利用者の様々な希望に寄り添った支援をすることで、利用者がより快適に生活できるような運営に努めている。

<評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する